加治木町広報紙

広報 かじき

KAJIKI 2002 KAJIKI

KAJIKI 2002 KAJIKI

〔13地区を代表して選手宣誓する木田第2地区の大迫美帆さん〕
〔10月13日、町民体育祭〕

平成14年
11月号
577号

今月のページ

議会報告（水道・国保・老人・介護）の決算	2～9
職員の給与・トピックス・男女共同参画	10～19
電算個人情報・インフォメーション	20～25
支援制度始まる・介護保険料・師走市	26～31
がんばっています・椋鳩十・カメラでパチリ	32～36

この広報紙は再生紙を使用しています。

議会報告

平成十四年第二回定例会

★平成十三年度八会計決算を認定

◆平成十四年度一般会計補正予算

八千九百十万千円を追加

◆平成十四年度一般会計補正予算総額

六十八億三千一万円に

平成十四年第三回町議会定例会は、九月五日から十月四日まで三十日間の会期で開催され、すでに専決処分されている「加治木町税条例の一部を改正する条例制定の件」を承認し、加治木町工業開発促進条例の一部を改正する条例制定の件」を原案どおり可決しました。

平成十四年度一般会計や特別会計など各委員会に付託されていた七会計の補正予算を原案通り可決。また、決算特別委員会に付託されていた、平成十三年度の一般会計や水道事業会計、簡易水道事業特別会計など八会計の決算を原案通り認定しました。

人事案件として、加治木町教育委員会委員の西尚美さんが十月二十七日付けで任期満了になるのに伴い西さんを再び任命することや、加治木町情報保護審査会委員に永吉清美さん、西迫雅子さん、深浦卓二氏、海老原博子さん、久永繁夫氏の五人を任命すること、町監査委員・大塚兼介氏の後任に宮路義和氏を選任することなどについて、議会の同意を求める件三件について同意するなど、議案二十三件、陳情三件、発議四件などを審議可決しました。

補正予算の主なもの

1．福祉センターのトイレ改修と調理実習室改修に	1,044万円
2．臨時保育士と臨時調理員の賃金に	339万円
3．共進会会場造成工事に	840万円
4．町営住宅の土地登記委託料外	493万円
5．錦江小学校プール内トイレ解体・撤去・新設工事に	427万円
6．加音ホール空調設備の修理外	366万円
7．農業用施設災害復旧に伴う工事費に	582万円

平成13年度 水道事業決算

純利益は 三千二百六十七万四千円

平成十三年度、水道事業会計の決算額は、水道事業収益が、四億七百二十一万四千円（十二年度四億三百五十七万一千円）で、水道事業費用は三億七千四百五十四万円（十二年度三億七千百二十五万三千円）となり損益勘定では、三千二百六十七万四千円（十二年度三千二百二十一万七千円の純利益）の当年度純利益になりました。

建設改良事業は、新規配水管布設を三百三十四メートル、配水管布設替千七百七十五メートルを実施し、消火栓八基を新規に設置しました。

水道事業収益

4億721万4千円

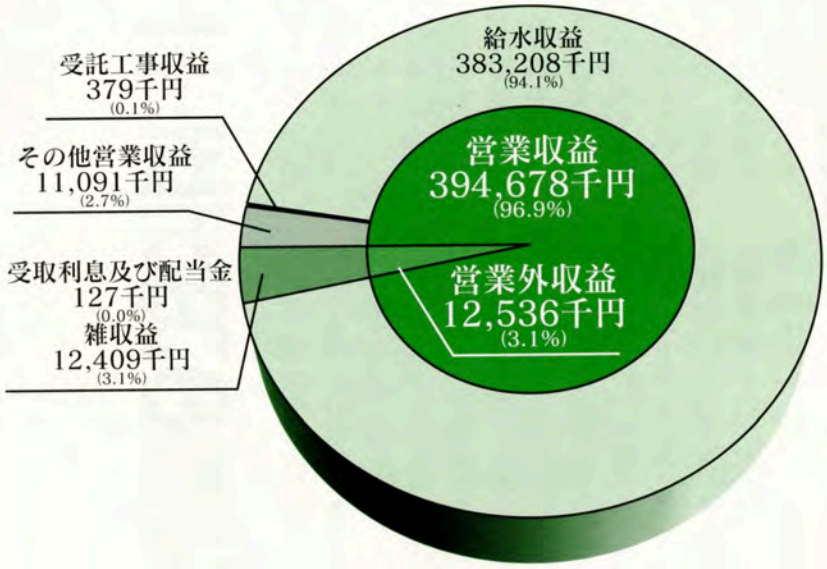

水道事業費用

3億7,454万円

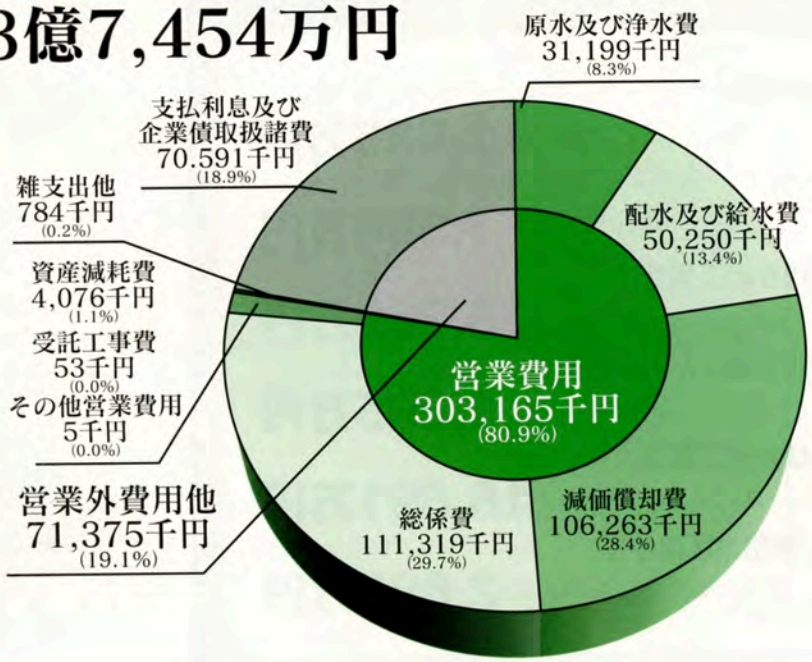

新規配水管三百三十四m布設
布設替えは千七百七十五m
給水人口は
二万千百九十五人（推定）
消火栓は八基を新設

一般会計決算

平成13年度

実質収支は 二億千三百二十五万円の黒字

平成十三年度の一般会計、特別会計の決算が九月定例議会で承認されましたので、概要についてお知らせいたします。

平成十三年度の町財政は、施政方針で掲げました①人・もの・技術の交流するまち②豊かな教育と文化のあふれる健康なまち③安心して住める健康なまち④自然と調和する快適なまち⑤個性あふれる産業振興のまち⑥行財政の六項目を基本施策に、道路網の整備、公営住宅の建設、財務会計システム、医療費や福祉サービス、学校運営と教育振興などへの支出など、財源の重点的かつ効率的配分に務めてきました。

一般会計の決算額は、歳入総額七十二億五千九百五十三万円に対し、歳出総額は七十億二千百九十二万円で歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は二億三千七百六十一万円になりました。翌年度に繰り越すべき財源の二千四百三十五万円を差し引いた実質的な収支額は二億千三百二十五万円の黒字となっています。

歳入の内訳は？

歳入決算額を自主財源（町独自で確保できる町税や手数料、使用料等）と、依存財源（国から交付される地方交付税や地方消費税交付金、国や県からの支出金等）に分類すると、自主財源が三十八・七％、依存財源が六十一・三％で、自主財源の大部分を占める町税は、二十一億四千百七十七万円で前年度に比べ千九百六十三万円、率にして〇・九％の増となりました。一方、依存財源で最も大きい地方交付税は二十三億九千七百五十八万円で、前年度に比べ二億千四百七十三万円、率にして八・二％の減となりました。

どんなものに何％の割合で使われたのですか？

歳出決算額の目的別歳出決算状況で構成比の最も大きなものは、民生費（町民が安定したすこやかな社会生活を営むのに必要な経費で、児童福祉や老人福祉、介護保険などに充てられる経費）が十六・六％、次に総務費（通常の必要経費で庁舎維持関係、電話料、選挙、人事等の経費）が十六・五％、教育費（校舎建設や、生涯学習、社会教育、社会体育などの充実に充てる経費）が十五・一％、公債費（借金）が十三・二％、土木費（町道や街路事業、公園整備等に充てる経費）が十三％の順となっています。

人件費は前年度比〇・一％の減

性質別決算状況で構成比の最も大きなものは、人件費（給料、職員手当、退職手当等）で二十五・七％を占め、次いで投資的経費（普通建設事業費や災害復旧事業費等）で十六・七％、物件費（賃金や旅費などの事務的経費や高熱水費や電話料などの管理的経費）は十三・六％、公債費（借金）は十三・二％の順になっています。

なお、水道事業、国民健康保険特別会計、老人医療特別会計等の決算は次のとおりとなっています。

平成13年度事業の主なものの決算額

1. 福祉センター玄関、地下改修工事費等に …… 2,685万円
2. 大王地区農道舗装工事費ほかに …… 1,556万円
3. 西別府線災害防除事業、鳥越線ほかの工事費に …… 8,269万円
4. 加治木中学校渡廊下外壁落下防止工事ほかの工事費に …… 1,295万円
5. 陶夢ランド屋内競技場、駐車場ほかの工事費に …… 18,691万円
6. 農地、農業用施設災害復旧工事（前田地区ほか）に …… 2,803万円

平成13年度　一般会計歳入決算

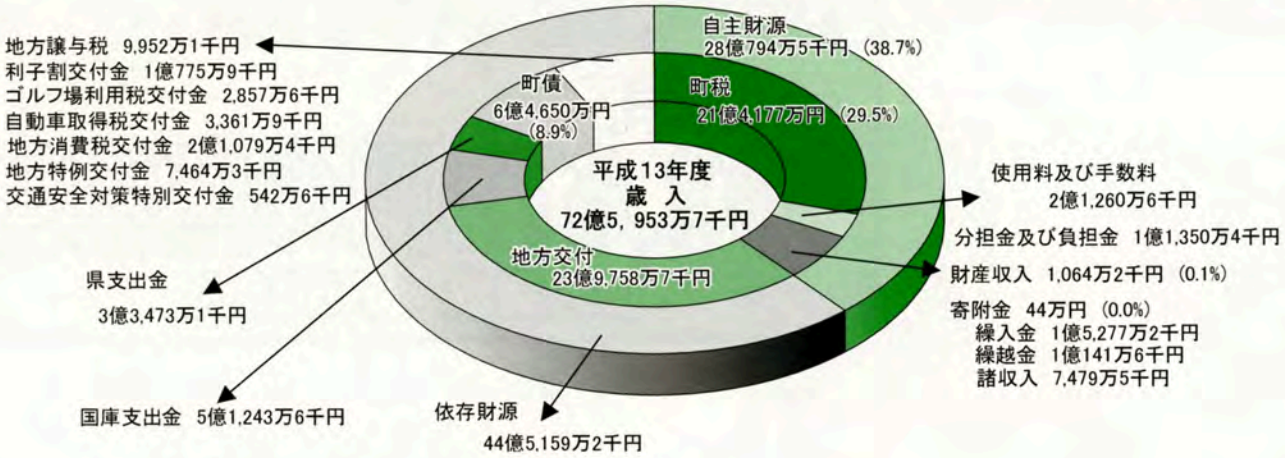

平成13年度　一般会計歳出

性質別

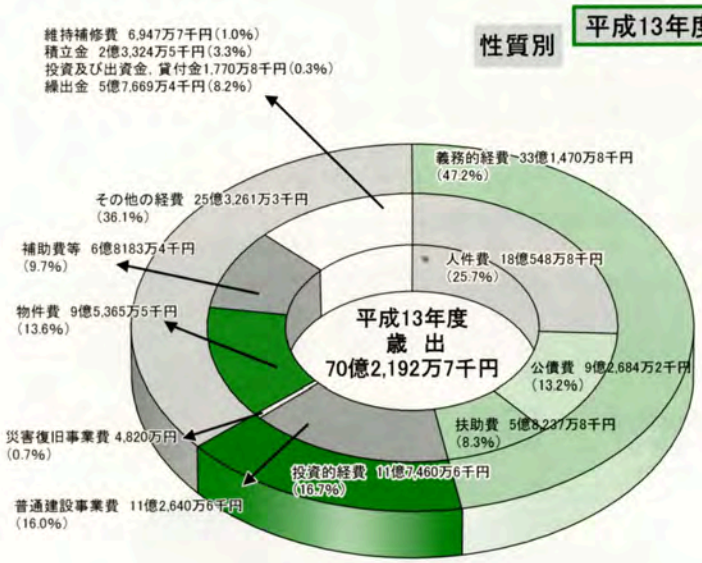

目的別

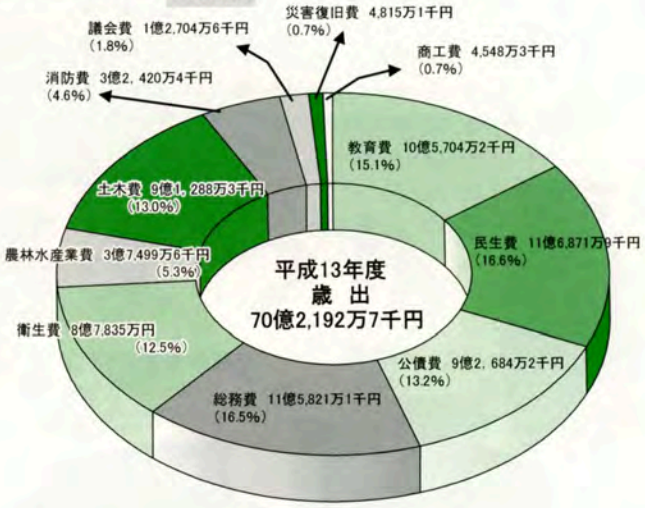

一般会計における町民負担等の状況

（住民基本台帳人口：23,142人）―平成13年4月1日現在―

町民一人あたりが負担する税額

町民一人あたりに使われるお金

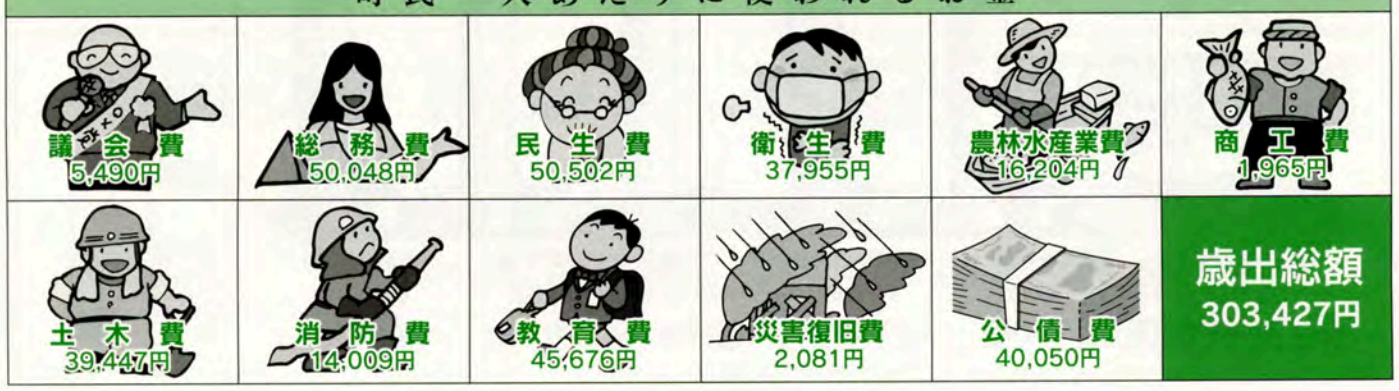

国民健康保険 特別会計 決算

一人、年間 503,675円の医療費

加入者数　7,888人

平成十三年度国民健康保険特別会計の歳入決算額は、十九億八千二百七十万円（対前年度比七・七％増）で、歳出決算額は十八億九千百二万八千円（対前年度比五・八％増）となり、歳入歳出差引額は九千百六十七万二千円（対前年度比六七・五％増）となりました。

歳入で最も大きいのは国庫支出金の八億七千二百二十八万七千円で、前年度に比べて五千二百十七万九千円の増となり、次に大きいのが国民健康保険税の五億一千七百二十八万四千円で、前年度に比べて二千八百七十四万八千円の増となります。国庫支出金と保険税が、歳入総額の七〇・一％を占めています。

この他、退職者医療制度に係る療養給付費交付金が二億九千五百八十九万二千円で、前年度に比べて四千六百六十五万四千円の増、繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金の二億四千八百三十六万八千円となりました。

歳出で最も大きいのは、保険給付費（療養諸費・高額療養費等）の十億八千八百八十四万九千円で、前年度に比べて三千七百五万五千円の増となり、歳出総額の五十七・六％を占めています。

これに、次に大きい老人保健拠出金の六億九千百四十七万円（対前年度比一〇・四％増）と介護給付金六千六百九十九万円を加えると、歳出総額の九十七・七％を占めることとなります

医療費の状況は、一人当り医療費で見ると、前年度に比べて、一般被保険者分が〇・一％の減、退職被保険者分が四・七％の増で、老人被保険者は〇・二％の減となり、全体では〇・三％の増となっております。

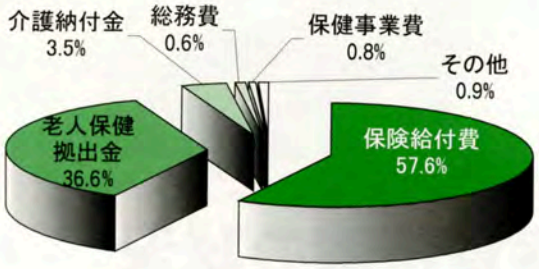

〔歳出〕18億9，102万8，082円

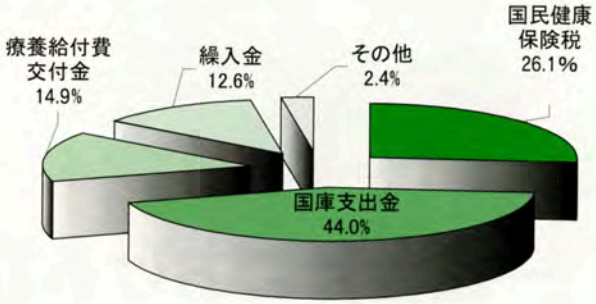

〔歳入〕19億8，270万754円

一人当りの医療費と一人当りの保険料の推移（全体分）

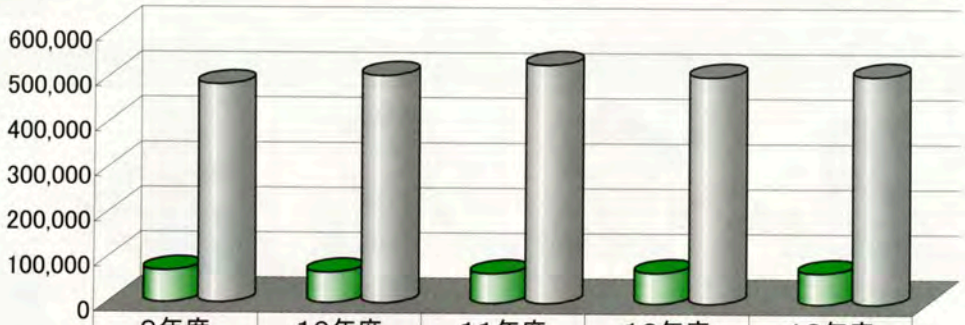

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
■保険税（円）	69,792	66,566	64,972	67,760	67,945
■医療費（円）	482,848	503,484	527,544	501,989	503,675

老人医療費 特別会計 決算

一人、年間 884,658円の医療費

加入者数 3,743人

平成十三年度老人保健医療特別会計の決算状況は、歳入決算額は、三十億五千百八十五万円（対前年度比三・三％減）で歳出決算額は、三十億五千百十九万円（対前年比三・三％増）となり、歳入歳出差引額は六十五万九千円となりました。

歳入で最も大きいのは、支払基金交付金の二十一億二千四百六万九千円（対前年度比四・七％増）で、そのうち医療費交付金が二十一億千三百六十七万五千円となっております。次に大きいのが国庫支出金の六億千八百二十三万一千円（対前年度比五・四％増）で、支払基金交付金と国庫支出金に県支出金の一億四千九百八十三万円（対前年比〇・一％増）を加えると、歳入総額の九十四・八％を占めています。

この他、一般会計繰入金が一億五千三百万円（対前年度比十一・一％減）となっています。

歳出では、医療諸費が三十億千七百十四万九千円（対前年度比三・六％増）で、歳出総額の九十八・九％を占めております。そのうち医療給付費（現物給付）が二十九億七千四百五十二万五千円（対前年度比三・三％増）で、医療費支給費（現金給付）が三千二百六十五万三千円（対前年度比四〇・四％増）で、審査支払手数料が九百九十七万円（対前年度比六・〇％増）となっています。

この他、諸支出金は、償還金が千二十万六千円となっています。

医療費の状況は一人当りの費用額で見ると、八十八万四千円となっており、前年度に比べて〇・八％の増となっております。

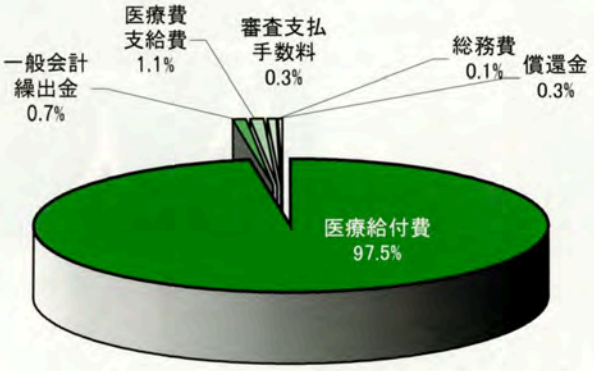

〔歳出〕30億5，119万640円

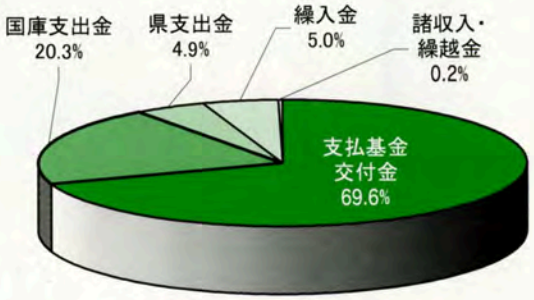

〔歳入〕30億5，185万339円

一人当りの費用額

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
■費用額(円)	931,438	954,622	989,485	874,185	884,658

平成13年度

介護保険特別会計決算

導入後二年目

要介護認定者数は **七百八十一人**

純繰越額は **千二百九十七万二千五百六十八円**

★決算状況

平成十三年度介護保険特別会計の決算状況は、歳入総額十三億六千二十一万百四十九円（対前年比百二十・九％）、歳出総額十三億四千百七十一万三千五百九十七円（対前年比百二十七・一％）で、歳入歳出差引額は千八百四十九万六千五百五十二円（対前年比二十六・八％）となりました。

★歳入の内訳

歳入の内訳は、保険料が一億二千二十九万二百円で歳入に占める割合は八・八％となっており、国庫支出金は三億四千九百五万九千八百三十九円で二十五・七％を占めています。

歳入で最も大きいのは、支払基金交付金の四億九百九十三万七千円で三十・一％となっており、県支出金は一億八千七百七万三千円の十三・八％となっています。この中には、保険料不足を補充するため財政安定化基金から借りた貸付金三千二百万円が含まれています。繰入金は、一般会計繰入金と介護保険円滑導入基金繰入金及び介護保険基金繰入金の合計二億二千四百七十万八千円で十六・五％を占めています。

★歳出の内訳

次に歳出の内訳は、保険給付費が十二億三千五百五十八万四千九百七十一円で歳出総額の九十二・一％を占めており、総務費は三千二百八十九万七千八百八円で二・五％となります。この中には、繰越明許費である支給限度額一本化システムの改修費が含まれています。このほか財政安定化基金拠出金が五百五十二万六千三百六十八円で〇・四％を占め、諸支出金が六千七百六十六万六千四百五十円の五％、積立金は三万八千円となっています。

歳入歳出差引額千八百四十九万六千五百五十二円の中には支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金の給付実績による精算返納分と事務費交付金の精算返納分四百五十二万三千九百八十四円が含まれています。

★被保険者の状況

被保険者の状況は、平成十四年三月末現在で第一号被保険者数が五千三人、うち七百八十一人が要介護認定を受けており、第二号被保険者も二十八人が認定を受けています。このうち、施設介護サービスを二百十七名、在宅介護（支援）サービスを四百二十八名が利用し、百六十四名はサービスを利用していない状況です。このサービス未利用者の中には、医療施設に入院している方が多数おり、在宅でサービスを利用していない被保険者に対しては、保健師・看護師が訪問をし、介護サービスの説明や福祉サービス等の紹介等を行うなどして対応しました。

被保険者の状況 H14.3月末

世帯数	3,649
※第一号被保険者数	5,003
65歳以上70歳未満	2,622
75歳以上	2,381
外国人被保険者	0
住所地特例被保険者	16

サービスの利用者

施設介護サービス
217人
在宅介護サービス
428人
介護サービス未利用者
164人

歳　入 1,360,210,149円

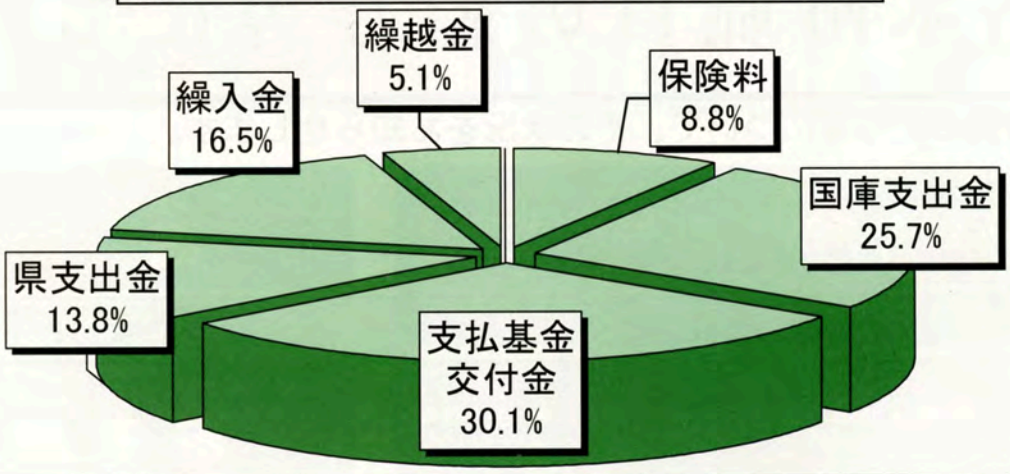

歳　出 1,341,713,597円

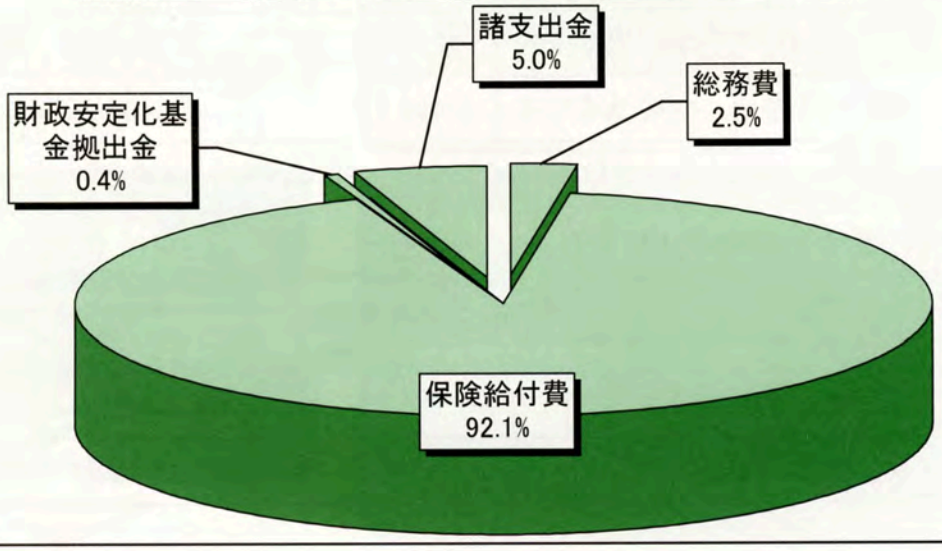

要介護（要支援）認定者数

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成12年度	第1号被保険者	152	207	103	88	104	66	720
	65歳以上75歳未満	15	33	22	15	10	9	104
	75歳以上	137	174	81	73	94	57	616
	第2号被保険者	1	6	6	6	3	0	22
	計	153	213	109	94	107	66	742
平成13年度	第1号被保険者	120	262	128	91	110	70	781
	65歳以上75歳未満	12	40	19	14	13	12	110
	75歳以上	108	222	109	77	97	58	671
	第2号被保険者	0	6	9	5	5	3	28
	計	120	268	137	96	115	73	809
比較	第1号被保険者	△ 32	55	25	3	6	4	61
	65歳以上75歳未満	△ 3	7	△ 3	△ 1	3	3	6
	75歳以上	△ 29	48	28	4	3	1	55
	第2号被保険者	△ 1	0	3	△ 1	2	3	6
	計	△ 33	55	28	2	8	7	67

加治木町職員の給与等について

加治木町職員の給与等について、その状況をお知らせします。

●職員の給与の状況

○人件費の状況（平成１３年度の普通会計決算）

住民基本台帳人口（平成13年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費比率（B／A）
22,852人	7,054,516千円	213,672千円	1,743,137千円	24.7%

○職員給与費の状況（平成１４年度一般会計当初予算）

職員数（A）（平成14年4月1日）	給与費				一人当たりの給与費（B／A）
	給料	期末・勤勉手当	職員手当	計（B）	
189人	810,158千円	360,305千円	104,576千円	1,275,039千円	6,746千円

（注）職員の給与費は、人件費から共済組合・退職手当組合負担金、特別職の給料、報酬を除いたものです。

○職員の初任給の状況（平成１４年４月１日現在）

区分		本町		県	
		初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	163,800円	188,900円	174,400円	188,900円
	高校卒	141,900円	157,700円	141,900円	151,800円

○職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成１４年４月１日現在）

区分		経験年数　１０年	経験年数　１５年	経験年数　２０年
一般行政職	大学卒	269,100円	339,900円	377,600円
	高校卒	219,500円	279,300円	330,300円

（注）該当する経験年数に在職する職員がいないところは、直近の職員の階層から推計しています。

○「一般行政職」級別職員数の状況（平成１４年４月１日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事補	主事	相当な経験を有する主事	主任主事	係長	主幹	課長補佐等	課長	
職員数	1人	9人	9人	14人	4人	33人	44人	19人	133人
構成比	0.7%	6.8%	6.8%	10.5%	3.0%	24.8%	33.1%	14.3%	100%
1年前の構成比	2%	5%	6%	7%	3%	27%	35%	15%	100%

（注）1　職員の給料に関する条例に基づく級別区分による職員数です。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

○特別職の報酬等の状況（平成１４年４月１日現在）

	区　分	月　額	期末手当
給料	町　長	863,000円	支給割合 ６月期1.45月分 12月期1.55月分 ３月期0.55月分 計3.55月分
	助　役	682,000円	
	収入役	643,000円	
報酬	議　長	342,000円	
	副議長	282,000円	
	常任委員長	274,000円	
	議　員	256,000円	

○職員の平均年齢の状況（平成１４年４月１日現在）

区　分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
本　町	363,500円	43.0歳	343,900円	45.1歳
県	355,900円	40.8歳	326,000円	41.4歳

（注）１　県については平成１３年４月１日現在のデータです。
　　２　平均給料月額は、本町、県それぞれ在職している職員の平均年齢で示しています。

○職員手当の状況（平成１４年４月１日現在）

区　分		期末手当	勤勉手当	国
期末・勤勉手当	６月期 12月期 ３月期	1.45月分 1.55月分 0.55月分	0.6 月分 0.55月分 ──	同　じ
	計	3.55月分	1.15月分	
	職制上の段階などによる加算措置　有			
退職手当	支給率	自己都合	定　年	同　じ
	勤続20年	21.0月分	34.65月分	
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	
	その他の定年前早期退職特別措置（２％～２０％）			同　じ

区分	本　町	国
扶養手当	配偶者　16,000円 扶養親族が２人まで、１人につき　6,000円 配偶者がいない場合、１人のみ　11,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合 １人目　6,500円 その他　3,000円 満１６歳～２２歳までの子１人につき　5,000円	同　じ
住居手当	借家借間で家賃を支払っている職員 最高限度額　27,000円 自己所有　3,000円	同　じ（自己所有は異なる）
通勤手当	公共交通機関利用者全額支給 交通用具使用者で通勤距離が片道２km以上2,000円～以下、距離毎に異なる 最高１５km以上　10,000円	一　部異なる

○特殊勤務手当

職員全体に占める手当支給職員の割合	17.8 %
支給対象職員１人当たり平均支給年額	21,694円
手当の名称	税務手当 防疫手当 行旅病人及び行旅死亡人取扱手当 現金出納手当 母子指導員手当 特殊自動車乗務手当 消防自動車乗務手当 業務手当 検針手当 停水手当 水中作業手当

○時間外勤務手当

区　分	支給総額	職員１人当たり支給年額
平成１３年度	36,648千円	222,109円
平成１２年度	44,753千円	269,596円

○職員の定員の状況〔定数２０５名〕
平成１４年４月１日現在　　４名欠員

部門別職員数の状況（各年４月１日現在）

部門	区　分	職員数 平成13年	職員数 平成14年	増減
一般行政部門	議　会	3	3	
	総務企画	43	42	△1
	税　務	15	15	
	民　生	23	23	
	衛　生	11	11	
	農林水産	18	17	△1
	商　工	1	1	
	土　木	21	20	△1
	小　計	135	135	△3
特別行政部門	教　育	50	51	1
公営企業等会計部門	水　道	12	12	
	国　保	5	5	
	下　水	1	1	
合　計		203	201	△2

かじき トピックス トピックス トピックス

社会福祉に貢献 身障協理事の川崎鉄雄さんに表彰状

表彰状を贈られた川崎さん

平成十四年度鹿児島県社会福祉大会が十月八日、鹿児島の市民文化ホールで開催され、永年にわたり社会福祉の向上に貢献したとして、町身体障害者協会理事の川崎鉄雄さんに表彰状が贈られました。

川崎さんは、昭和三十四年三月から昭和四十八年六月までと、平成二年十一月から平成十三年五月までの通算二十四年十一か月にわたり、町身体障害者協会会長を務められ、現在も理事として活躍されています。

今後益々のご活躍をお祈りいたします。受賞おめでとうございます。

合併協議会を早く設置して

署名五千三百十一人分を提出

加治木町と姶良町との合併を推進している加治木町の住民グループ（姶良広域合併推進委員会・美坂正幸代表）の一行九人が十月十五日、町長室を訪れ、合併について審議する法定合併協議会設置を求める署名を川野町長に手渡し、早期合併を推進するよう求めました。

署名簿は九月十三日、推進委員会が町選管に提出していたもので総数は五千七百二十四人分。選管では審査を行い、無効署名を差し引いた五千三百十一人分を有効署名と認め、美坂代表に十日、返還していたものです。

九月一日現在の町の有権者は男性八千二百六十三人、女性九千八百七十人、合計一万八千百三十三人。合併協議会設置請求に必要な署名数は有権者の五十分の一、三百六十三人分とされており、今回提出されたものはその十六倍もあり条件を十分満たしています。

川野町長に署名簿を手渡す美坂代表

一方、合併相手となる姶良町には十一日、同町の住民グループが姶良町役場に署名簿を提出済みとなっています。

川野町長は「十二月議会に私の意見を添えて提案したい」と話しており、今後の動向に注目が集まりそうです。

署名簿を提出した美坂代表は「早く合併をしなければいけないと言う気持ちが五千三百十一人の署名に現れている、ぜひ法定合併協議会を設置して審議してもらいたい」と話していました。

【今後のスケジュール】

町長は、県から法定合併協議会請求について、正式に通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内に議会（十二月定例議会予定）を招集します。

議会には「両町の法定合併協議会設置について」と「協議会の規約」「町長の意見書」を付議し提案します。

この提案が両町の議会で可決されますと、正式に法定合併協議会が設置され、合併の適否について協議されることになります。

いつまでも美しい錦江湾をごみ三百キロを収集

「錦江湾クリーンアップ作戦・秋の部」が九月二十八日、須崎海岸で展開され、各種団体から百名余りのボランティアが参加、清掃活動に汗を流し、ごみの実態調査を行いました。

これは「未来に引き継ぐ自然環境の保全と活用」を積極的に図るため、錦江湾みらい総合戦略推進協議会事業の一環として実施されているもので、活動はごみの清掃活動とごみの実態調査で毎年、夏と秋に実施されています。

ごみ収集に参加し、一汗かいた参加者たち

二時間余りの作業で、発砲スチロール、ペットボトル、タイヤ、木切れ、空き缶、たばこの吸い殻、瓶類等三百キロ余りのごみが収集され、分類されました。参加していただいた多くの団体、個人の方、ご協力ありがとうございました。

【参加団体等】
錦海漁協、生活学校、衛生協会、まちづくり協議会、柁城水泳スポーツ少年団、池田学園池田中学校、町議会議員、一般町民、県地域政策課、加治木総務事務所、役場

自分たちでできる環境対策は

講演会や報告会を開催

まちづくり協議会が主催する「まちづくり講演会」が九月二十一日、福祉センターで開催され、講演などに六十人余りが聞き入りました。

前半は、まちづくり協議会環境部の岩坪信吉委員が、加治木町河川の水質調査結果について発表、「河川を浄化するには雨水や汚水対策の必要性があるのでは」と問われました。

また、西迫雅子部長は「日常生活の中でごみに対する認識を高め、自分たちの流した汚水がどう流れ、海や河川に影響を与えているか知ることが必要である」と話されました。

後半は「生きもののすむ街づくり」と題して岸野純一さんが講演。「ビオトープ（生きものの生息空間）」について話をされ、生態系を念頭に置き「自然と共生するまちづくりが、いかに大切であるか」を力説されました。スライドでドイツなどヨーロッパ各国のビオトープの例が紹介された後、参加者たちは活発に意見を出していました。

ビオトープの話に聞き入る参加者たち

加治木町成人式を開催

平成15年1月12日（日）午前10時から加音ホール

対象者 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日までに生まれた人で、町内在住か在住していた人

問い合わせ先　町教育委員会社会教育課　62-2111　㊥321

毎月15日は防火の日

火の“そば”をはなれないで！

65歳以上に“そば”300食

お年寄りに防火を呼びかけツバを手渡す宇都分団長

敬老の日の九月十五日、加治木町消防団中央分団（宇都和義分団長35人）は、同分団の防火管轄地域に住む六十五歳以上のお年寄りたちに「火を使う時は火の“そば”から絶対に離れないで」と、手打ちの「そば」を配り、防火を呼びかけました。

当日早朝から、役場の分団詰め所に集合した団員たちは、出動手当を積み立てた中から材料を購入、分担して三百人分のそばを打ち上げました。

昼過ぎから役場消防車庫前で配布され「毎月十五日は防火の日です。火の始末をしっかりお願いします」と一人一人に呼びかけ、防火チラシを添えて手渡していました。

町内循環バス初乗り記

町民の交通利便性向上のために町内循環バスが走り出しました。開業式が八月十五日役場の中庭であり、それに私、偶然行き合わせたものですから「よし試乗期間の八月中には乗るぞ」と決めて暇のできた二十三日に乗せてもらいました。

乗ったバスは、五路線の中の西浦・中野方面行き九時三十分発でした。私が乗ったときはすでに試乗者らしい八名のおばさま方と一人の男性の方が乗っていて賑やかになっていました。バスは、十五名定員位の小型でしたが行き先、表示標、料金標、時計それに自動料金箱と大型車並みに備わっていて簡潔な中にシッカリしていてこれが我が加治木の循環バスかと納得させられました。加治木駅前で四名が乗車、もうこれで殆ど満杯、利用者が多いとこちらまで何か嬉しさを感じました。この路線は加治木温泉病院の前にも停留所があり、龍門滝温泉では入り口の門の所でハイ、サイナラではなくて、門から中にはいってバスは温泉の玄関にぴったり横付け、サービス満点でした。

加治木に住み着いてから、自分の車で町内を走り回って大概のところは知って居る積もりでしたが、ナンノナンノバスは狭い路地を巧みに走り抜けてこんなところもあったのかと思う所まで連れて行ってくれました。

隼人の上の岡畑の集落を抜け、喜びの里入り口ではユーターン、再び加治木・横川の幹線道路に出て西浦で終点。「犬も走れば棒に当たる」、「バスも走ればズッキーニに当たる」。ズッキーニとはキュウリに似たきれいな野菜で私にとっては珍しく生まれて初めてのものでした。

終点の畑の中ではこのような出会いもありました。長谷（ながたに）で乗車した女性の方に聞きましたら、加治木の町に出るときには子供の車に便乗させてもらうかタクシー（片道約千二百円から千三百円）を使うかだったとのことです。驚き、感激、珍しさの二時間の小旅行はこうして終えました。

この循環バスを生かして、利用する方法はいろいろあると思います。今後、この事業がますます伸びて利便性が向上しますようお祈りし、皆さんにも大いに発奮して発展的なご利用をおすすめし、報告とさせていただきます。因みに、この便の利用者は十七名でした。乗り合わせた方々アメ玉ありがとうございました。

平成十四年八月二十七日
まちづくり協議会会員
田中重任

だれですか、こんなひどいことをしたのは？遊具が泣いています

高岡公園

高岡公園にある木製遊具が完成し、約二か月半が過ぎようとしています。休日などには多くの家族連れなどで大変賑わっています。

しかし、先日、子どもたちにとても人気のある遊具「フラワーカップ」に取り付けてある人形が壊されているのがわかりました。壊された痕がとても危険なため、その部分を撤去しなければならない状況にあります。

このように、一部の心ない利用者のために、人気のある遊具がなくなることは、子どもたちにとってはもちろんのこと、設置した管理者にとっても非常に残念な出来事です。

今後、このような悪ふざけは絶対にしないようにお願いいたします。

もし、いたずらに気づかれた方は、役場に至急連絡をお願いいたします。

公共の遊具です。みんなで大切に利用しましょう。

人形がなくなりました

今は人形をもぎ取られ無残な姿になってしまった

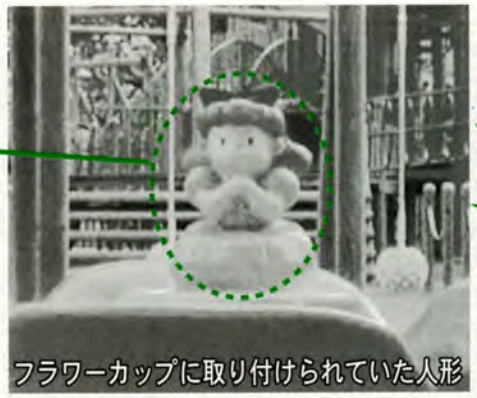
フラワーカップに取り付けられていた人形

歯と歯の間のはみがきをしっかり

最近は歯みがきのときに、歯ブラシだけでなくデンタルフロスや歯間ブラシなど、歯と歯の間をそうじする道具を使う人が増えてきました。県の調査では35歳～44歳のおよそ3割の人が使っているようです。

歯周病は、歯と歯ぐきの境目についた細菌（プラーク）によって起こります。これを毎日取り除いていれば歯周病は予防できるのですが、歯ブラシだけでは十分ではありません。というのは、奥歯では歯と歯の間に歯ブラシの毛先が十分届きませんので、50％しか磨けていない状態になっています。

そこで、歯間ブラシやデンタルフロスの登場となります。若い人や歯ぐきが健康な人は、歯間ブラシはなかなか通せませんから、デンタルフロスを使います。歯と歯の間がすいてきた人は、歯間ブラシを使ったほうが能率的です。最近はいろんな種類の歯間ブラシが市販されていますので、自分に合ったものを使ってください。

成人期に歯を失う一番の原因である歯周病を予防するためには、デンタルフロスや歯間ブラシはなくてはならないものです。正しい使用法を一度かかりつけの歯科医院等で指導してもらいましょう。1日に1回使えばよいですので、是非多くの人に使っていただきたいと思います。

11月30日（土）
開場18:00　開演19:00
加音オーケストラ
第6回定期演奏会
全席自由1,000円　高校生以下500円
★ハイドン作曲　交響曲第100番ほか

第54回町民体育祭

永原地区 躍進賞は城北地区

さわやかな汗流す

7位－城南地区	44点
8位－城西地区	41点
9位－城東第２地区	40点
9位－木田第１地区	40点
11位－竜門地区	39点
12位－城東第１地区	33点
13位－錦江第３地区	22点

さわやかに晴れ上がった秋空の下、第五十四回町民体育祭が十月十三日、町営運動場で開催されました。園児からお年寄りまで多くの町民が、遊戯やリレー、ゲームでさわやかな汗を流し、十三地区から選ばれた選手たちが、五つの採点競技で得点を競いました。

開会式で川野町長が「今日は一日けがのないよう楽しく過ごしてください」と激励。スポーツ競技で九州大会や、全国大会に出場した個人や団体、また、社会体育に貢献された功労者に表彰状が贈られました。

大会は十八の多彩なプログラムで構成され、リレーや、長縄跳びの回数に挑戦する「加治木町ギネスブック」など五種目が地区対抗の採点競技、選手たちは大きな声援を受けながら、競技に打ち込んでいました。

優秀選手・功労者

【社会体育功労者】

★新田　和弘（町陸協）

町体育協会陸協の部長として十年間尽力され、またこの間、町民体育祭及び町駅伝競走大会の審判長も努められた。

★迫田　正則（ソフトボール）

体育協会ソフトボール部の部長として二十年以上尽力され、本年、町ソフトボール部も設立三十周年を迎えた。

【優秀スポーツ選手・個人】

★前田　見奈子（バレーボール）

全国高校バレーボール選抜優勝大会・全日本高校バレーボール女子選手権大会へ出場。

★加治木中学校男子ソフトテニス部

第十四回九州地区中学校選抜ソフトテニス大会へ出場。

★加治木中学校女子バスケットボール部

第二十二回全九州中学生バスケットボール春季選手権大会へ出場。

＊体育祭に足を運んで頂きました多くの町民の方々、全地区の選手や役員、応援団の方々、スムースな競技運営にご協力頂きましてほんとうにありがとうございました。

国旗を持ち最初に入場行進する中学生

表彰された優秀選手・団体と功労者

総合優勝は

リレーやゲームで

【各地区の得点・順位】

優勝－永原地区	69点
2位－木田第2地区	57点
3位－木田第3地区	50点
3位－錦江第2地区	50点
5位－錦江第1地区	45点
5位－城北地区	45点

園児たちが60mで競ったかけっこ

大会を盛り上げたマーチング

跳んだ回数を競った加治木町ギネスブック

なかなか勝負がつかなかったGOGOジャンケン

なかなか4人の息が合わなかったムカデリレー

にぎやかな応援を繰り広げる竜門地区の女性たち

美しい踊りを披露した一般によるマスゲーム

「男女共同参画社会の実現」へ向けて

５月に回収したアンケート集計報告第３回です。

（家庭の中で）

問５　鹿児島はとかく「男尊女卑のお国柄」と言われますが，入浴の順序は男性が先と決まっていたり，女は「ギ（意見や異議）」を言うなという風潮などがあなたの家庭ではありますか。

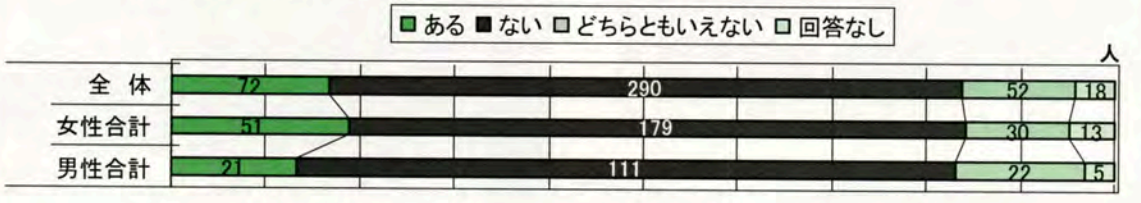

「ある」は 17 %でしたが、回答が限定されたようでした。
自由意見として，**「私の家ではそれが当たり前です」（40歳男）**
「入浴は永年の習慣で男が先が多い」（70歳女）
「父親が母親に対して，『女は黙って言うことを聞けばいい』って良く言っている。」（20歳女）
「女の考え方は聞いてくれないことが多い」（60歳女）
「昔からの習慣でこれでいいとは思っていない。（70歳男）
「自分の意見は言い，人の意見を良く聞くことは大事だと思う」（70歳女）
「鹿児島は異常とも思われる。」（50歳女）と、いろいろな御意見がありました。

問６　夫婦間または親しい間柄の男女間で行われる，次のような行為は暴力に当たると思いますか。（それぞれ，該当するところの数字に○）

A，口汚くののしる，怒鳴る
B，何を言っても，何をしても無視する
C，交友関係や電話を細かく監視する
D，大切にしているものを，わざと捨てたりする
E，なぐるふりをしておどす
F，平手で打つ
G，体を傷つける可能性のあるものでたたく，または傷つける
H，なぐる蹴る
I，見たくないのに，ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
J，避妊に協力しない
K，あなたの意に反して性的な行為を強要する
L，生活費を渡さない　　の１２項目で質問しました。

A～Lはどれも暴力に当たります。

「平手で打つ」「なぐる蹴る」などの目に見える暴力は 85 %の人が暴力だと思っていましたが，それでも、暴力だと思ってない人も 3 %いました。（無回答は省いた数値です。）
さらに「A、ののしる・怒鳴る」は 10 %，「B 無視する」は 22 %の人が暴力とは思っていませんでした。

問7　夫婦間または親しい間柄の男女間で，問6のような行為を受けたり，または自分でしたことがありますか。

全体のどの項目でも、男性は、「したことがある」が女性に比べて多かったのですが，「B，何を言っても，何をしても無視する」「D，大切にしているものを，わざと捨てたりする」では、わずかながら女性の率が上回りました。
また、「受けたことがある」女性の率と、「したことがある」男性の率は、ほぼ同じでした。
「A、口汚くののしる，怒鳴る」では、男性では 49 %、女性でも 25 %が「したことのある人」でした。受けたことのある人は女性で 41.6 %、男性でも 36.3 %でした。

問７で、その行為を受けたことで相談したことがありますか。
21 %の人が相談し、79 %の人は「相談したことがない」と答えています。

★2，相談したことはないと答えた方，それはなぜですか（○はいくつでも）

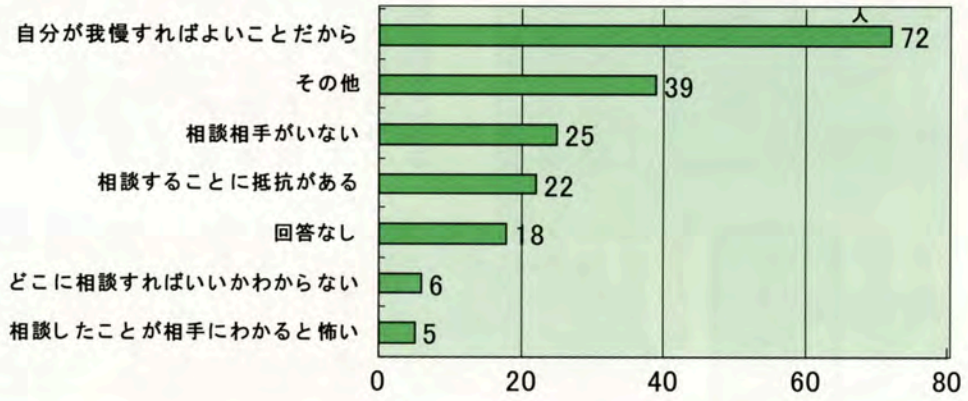

問8　暴力（性犯罪・売買春・家庭内暴力など）をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。次の中から選んでください。（○はいくつでも）

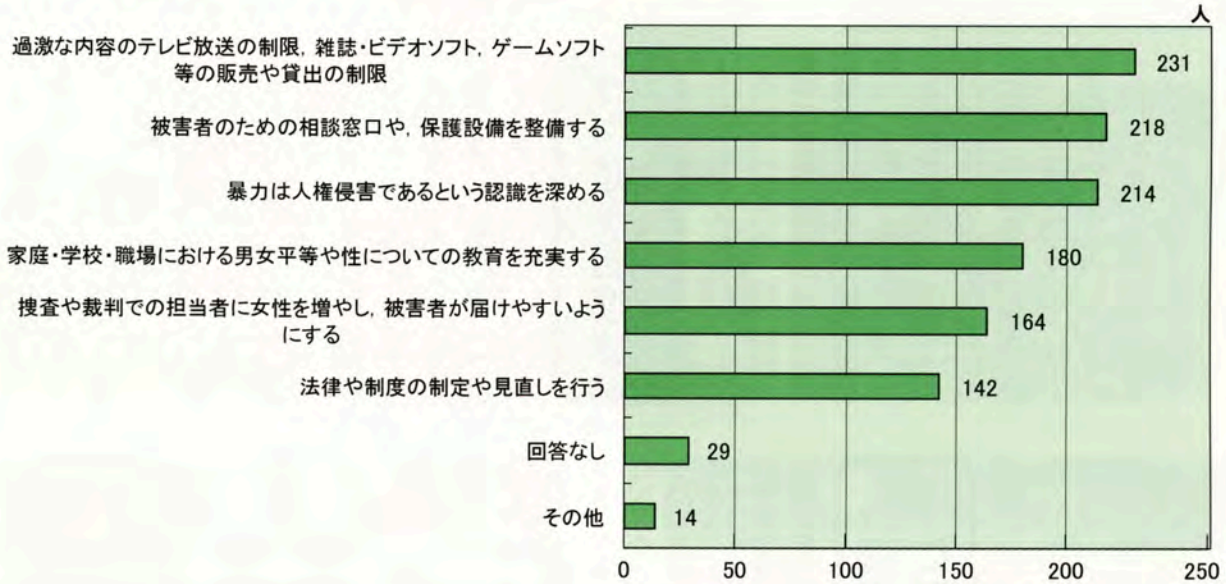

10/18～ 加治木町「男女共同参画リーダー養成講座」開催中

問い合わせ先　総務課☎62-2111 内線281

公表します

プライバシー侵害に十分配慮

電子計算機処理に係る 個人情報

平成十四年四月から財務会計システムの運用が始まり、八月からは国・県・市町村を結ぶ住民基本台帳ネットワークシステムが開始しました。

住民基本台帳ネットワークシステムの開始に伴い、住民基本台帳に関する項目に住民票コードが追加されましたが、その処理に当たっては、住民のプライバシーを侵害しないよう特に配慮しています。なお、住民基本台帳ネットワークシステムは税情報などとのアクセスは行っていませんので、住民記録以外の情報が国や県に送られることはありません。

また財務会計システムの稼動により、今以上の効率的な予算の執行が図られていくものと期待されています。

一、住民課

個人住民票、世帯住民票、転出証明、住民異動通知、転入通知、転出証明に準ずる証明、戸籍の附票記載事項通知、国民年金納入済額の確認書（所得税申告用）、国民年金関係証明書（転出用、住宅金融公庫用）

(1) 氏名、生年月日、住所などで検索できる。

(2) ほかの課との相互間の確認ができる。

(3) 転出、転入などの各異動がすぐ入力処理でき、それと同時に発行できる。

(4) 住民票など各種証明が短時間で発行され、待ち時間が短縮される。

(5) 正確で見やすい。

(6) 証明の内容について、続柄・本籍地などは必要に応じて表示する、しないの選択ができる。（プライバシーの配慮）

(7) 転出入者、死亡者、出生児などに対して、ガイドメッセージ（どんな手続きが必要かを示したもの）が表示され、異動者の自治会長への通知、学校異動の通知、児童手当の通知などが自動的にできる。

(8) 諸証明書の公印の印影が電算化され事務処理が早くできる。

二、税務課

所得証明、課税証明、納税証明、評価証明、土地証明、税額計算書

(1) 関係課で転出先を含め、最新の住所が分かるため、税の通知などを期限内にほとんど届けることができる。

(2) 税のデータ（特に町県民税と収納分）については、四～五年分を入力しているため、過去数年にさかのぼることができる。

(3) 通常の転出入はもちろん、過去にさかのぼっての転出入が把握できるため、町県民税や国民健康保険税について適正、公正な課税ができる。また、全世帯員が転出のとき、国保税の精算が即時にできる。

(4) 光学式読み取り装置で納付書の処理を行うため、一日に数千枚の収納消込処理ができ、翌日にはすぐ正しい納税証明書が発行できる。

三、健康福祉課

(1) 予防接種や健診はバーコードで受け付けるため、待ち時間が短縮できる。

(2) 健診結果が個人別に複数年にわたって管理できる。

(3) 乳幼児健診など、年齢や生年月日で対象者が決まるものについては、事前に確実に把握できる。（通知漏れがない）

(4) そのほか、電算内のデータから各種の正確な統計情報が引き出せるため、それを基に各施策を迅速に行える。

この個人情報記録項目内容は、毎年、町民のみなさまに公表することになっています。

個人情報の記録項目

① 住民基本台帳に関するもの

市町コード、個人コード、異動年月日、届出年月日、異動事由、世帯番号住所、方書、小学校区、中学校区、納税組合、年金納付組織、世帯主氏名、住民区分、氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、住民となった届出年月日、本籍地、消除年月日、前住所、転出先住所、戸籍筆頭者氏名、電話番号、住民票コード

② 国民健康保険に関するもの

資格区分、受診記号番号、取得年月日、取得事由、喪失年月日、喪失事由、届出年月日、変更年月日、変更事由、国保世帯番号、異動年月日、退職者区分、該当事由、該当年月日、非該当年月日、届出年月日、治療年月、支

③ 国民年金に関するもの

払年月、保険区分、疾病区分、病院区分、課税区分、一般・退職区分、入院・外来区分、本人・扶養区分、費用額、自己負担額、自己支払額、基準額、支給額、貸付額、多数回数、所得額（世帯分）

④ 児童手当に関するもの

年金手帳記号番号、年金種別、取得年月日、取得事由、喪失年月日、喪失事由、変更年月日、変更事由、免除区分、免除開始年月、免除廃止年月、前納最終月日、不在区分、3号者手帳記号番号、納付金額、納付年月日、証書記号番号、証書交付年月日、支払郵便局、失権年月日、失権事由、配偶者コード、扶養義務者コード

児童区分、種別、支給開始年月日、金融機関コード、口座種別、口座番号、口座名義人、支給消滅年月、消滅事由、認定年月日、認定番号、加入年金種別、加入年金番号、同居別居区分、監護生計区分、在学区分

⑤ 福祉関係に関するもの

等級、障害区分、重度心身医療区分、医療区分、医療証番号、扶助区分、認定番号、扶助開始年月、扶助廃止年月、児童扶養手当区分、特別児童扶養手当区分、福祉手当区分、生活保護世帯区分、保育所名、保護者コード、園児コード、児童福祉負担金

⑥ 教育に関するもの

幼稚園コード、園児コード、保護者コード、入園料、幼稚園使用料、階層小学校区、中学校区、保護者氏名

⑦ 選挙に関するもの

投票区、表示区分、登録年月日、抹消年月日

⑧ 町営住宅に関するもの

団地名、種別、料金、料金区分、住宅番号、入居年月日、建築年度、住宅の構造、総床面積、耐用年数、残存率、政令月額（上限、下限）、新築特例条件、裁量区分、超過家賃、加算率、本来家賃算定基礎額、町民税の所得額と控除額、規模係数、立地係数、利便係数、経年係数、近傍同種基礎価格、建物利回り率、土地利回り率、償却額、事務管理費、損害保険料、公課、空き家引当金

⑨ 上水道に関するもの

世帯コード、メーター取付コード、氏名、検針地区、納付区分、用途、簿冊番号、口径、メーター番号、メーター有効期限、当初検針年月日、当初検針指針、メーター料区分、整理番号、世帯人員、前回検針年月日、前回指針、前回使用水量、今回指針年月日、今回指針、今回使用水量、減免水量、推定ビット、基本水量、基本料金、超過1水量、超過1料金、超過2水量、超過2料金、超過3水量、超過3料金、メーター料、工事費、金融機関名、口座番号、住所、郵便番号、郵送区分

⑩ 下水道に関するもの

団地コード、住宅番号、使用水量、下水道使用料

⑪ 職員給与に関するもの

所属コード、職員番号、共済組合コード、氏名、性別、生年月日、採用年月日、学歴コード、卒業年月日、経験年数、職名コード、職種コード、等級、号級、昇給月、現給発令年月日、月額特勤手当コード、管理職手当コード、会計区分、仕訳コード（款・項・目）、住居手当、扶養手当、児童手当、通勤手当、法定控除項目（所得税、町県民税、共済組合個人掛金等）、共済組合償還金、共済預金、生命保険、財形貯蓄、課税標準額時間外勤務時間数、休日勤務時間数、日額特勤手当、給料減額時間、調整手当額

⑫ 固定資産税に関するもの

（土　地）

一筆コード、異動年月日、異動事由、所有者コード、納税義務者コード、取得年月日、取得事由、所在地番、筆外、台帳地目、現況地目、非課税区分、農地区分、台帳地積、現況地積、住宅用地積、評価額、課税標準額、住居数、標準地コード、路線番号、間口、奥行き、形状、補正率、その他比準割合、一区画地番、合算区分

（家　屋）

一棟コード、異動年月日、異動事由、所有者コード、納税義務者コード、取得年月日、取得事由、所在地番、棟数、棟数除外、非課税区分、家屋番号、種類、構造、屋根の種類、階数、登記床面積、軽減区分、併用面積、㎡当り評点数、評価額、建築年次、軽減開始年、軽減床面積、軽減戸数、合算区分、理論価格、前評価額

（償却資産）

所有者コード、資産の種類、資産コード、資産の名称、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数、減価残存率、課税標準の特例、課税標準額、増加事由、減少事由、減少区分

⑬ 軽自動車税に関するもの

軽自動車コード、異動年月日、所有者コード、車種コード、標識番号、課税区分、世帯コード、定置区分、納税管理人代表者コード、車名、形式及び年式、原動機の形式、車体番号、形式認

定番号、総排気量

⑭ 町県民税の賦課に関するもの

納税義務者コード、整理番号、申告区分、主所得区分、均等割区分、徴収区分、所得額（営業）農業、その他事業、不動産、利子、配当、給与、総合譲渡、一時、土地等事業、短期、分離短期譲渡、分離長期譲渡、山林、変動、臨時）、特別控除額（総合譲渡、一時、分離短期譲渡、分離長期譲渡、山林）繰越控除、特例適用免税所得、みなし法人（事業区分、所得額、事業主報酬、過大報酬）、資産合算（区分、主所得者コード）非課税所得、専従者控除（事業区分、青白区分、人数、金額）、雑損控除、医療費控除、社会保険料、小規模業共済掛金、生命保険料、個人年金保険料、配偶者特別控除、本人控除（特障、普障、老年者、寡婦、勤労学生、未成年）、控対配有無、扶養（老人数、同居老人数、其の他、特障数、同居特障、普障数）夫有、所得税額、事業所番号、一連番号、損害保険料、住宅取得控除、甲乙欄、中途就退年月日、性別、生年月日、氏名、住所、方書、年金区分、課税区分、非課税区分、損益通算ビット、調整税額判定所得、控除額、（本人、扶養、基礎、配偶者）課税標準額、税額控除額、年税額、市町県民税額（均等割、所得割）、調整額（町・県）

⑮ 国民健康保険税の賦課に関するもの

国保世帯コード、前国保世帯コード、国保主コード、主区分、賦課発生年月日、賦課消滅年月日、賦課年度、処理年月日、賦課標準額（資産割、所得割）、税額（資産割額、所得割額、均等割額、平等割額）、軽減（区分、判定数、判定所得、均等割額、合計額）、限度超過額、減額、年税額、月割後年税額

⑯ 自動振替口座に関するもの

個人コード、異動年月日、金融機関コード、口座種別、口座番号、口座名義人、自動振替科目、全期前納区分

⑰ 農家（耕作）台帳に関するもの

一筆コード、異動年月日、異動事由、耕作者コード、許可年月日、取得事由、所在地番、筆外、台帳地目、現況地目、非課税区分、農地区分、台帳地積、現況地積、経営委譲区分、４５年以前

管理、斡旋取得、台帳所有者、貸付人コード、減免率、転用用途、取得年月日、取得事由、地帯区分、水系区分、自小作区分、小作始期、小作終期

⑱ 住登外者（町内に居住しないで、町内に資産等を有する者）に関するもの

住登外者コード、異動年月日、住登外区分、対象科目、法人コード、氏名又は事業所名、住所、方書、郵便番号、世帯コード、納税組合、納税管理人、代表者氏名、都道府県コード

⑲ 特別徴収義務者に関するもの

特徴番号、郵便番号、法人コード、事業所名、所在地、業種

⑳ 保健衛生に関するもの

塵芥コード、口座振替コード、金融機関コード、自治会コード、階層区分、畜犬所有者名、予防接種、予防検診、乳幼児医療、検診番号、老人医療

㉑ 町行政全般に関するもの

自治会コード、自治会長名、公民館長名

㉒ 道路台帳に関するもの

路線番号、路線名、道路種別、図面番号、橋梁区分、延長、重用区間、累加延長、道路幅員、改良・未改良区分、立体横断施設区分、曲率半径30メートル以下の有無、鉄道との交差の有無、勾配８％以上の有無、中央植樹施設の有無

㉓ 健康管理に関するもの

（基本）

自覚症状、既往症、現病歴、過去の健診受診状況、嗜好、家族歴、身体計測、血圧測定、検尿、肝機能検査、循環器検査、腎能検査、貧血検査、血糖検査、心電図、眼底検査、診察結果、総合判定

（結核及び癌検診）

結核検診、肺癌、子宮癌、胃癌、大腸癌、乳癌（触診・超音波）

（妊婦健診）

妊婦の情報（氏名、血液型、職場）夫の情報（氏名、血液型、職場）、届出日、出産予定日、妊娠歴、既往歴、各種学級講歴、妊婦健診受診状況、産後の状況、強化食品受給状況

（乳幼児健診）

分娩状況、出生時状況、既往症、栄養状況、発育発達状況、精神機能発達、身体計測、健診所見、診断及び指導事項

（歯科検診）

歯科検診所見、生歯及び処置歯数、口腔状況、指しゃぶりの有無、口腔内疾患の有無、フッ素塗布の有無、指導内容

（予防接種）

三種混合接種記録、二種混合接種記録、ポリオ、麻疹（ＭＭＲ）、日本脳炎、風疹、ツベルクリン、ＢＣＧ

（その他）

次回訪問計画、日常生活状況、主治医指示、福祉状況、保険種類、介護状況、訪問時の状況、家族状況、制度の利用状況、健康教育受講状況、健康相談状況

㉔ 備品管理に関するもの

所属課、分類番号、備品番号、新規区分、経費区分、品名、品番、購入先、単位、単価、付属品、購入年月日、購入数量、購入消費税、購入値引、購入金額、保管転換数量、保管転換分の消費税、保管転換分の値引、保管転換分の金額、廃棄数量、廃棄分の消費税、廃棄分の金額、現在の数量、現在の消費税、現在の値引、現在の金額、購入年度、旧備品番号、検収年月日、保管責任者、設置場所、保管転換理由、一式明細No.、一式明細数量、決裁区分、受付年月日、受付区分、保管転換備品番号

㉕ 印鑑証明に関するもの

印鑑番号、改製番号、業務コード、事由、異動年月日、届出日年月日、登録年月日、廃止年月日、照会年月日、回答年月日、証明停止フラグ、印鑑登録状態、印影登録状態、備考文コード、停止備考文コード、印材、身元確認法、廃亡理由、刻印種別、刻印文字、レコード区分、パーティション、イメージ長、イメージ範囲（X）、イメージ範囲（Y）、解像度、印影登録年月日、印影イメージ、回答期限年月日、照会グラフ

㉖ ホームヘルパーの活動記録に関するもの

ヘルパー番号、訪問年月日、対象者コード、介護開始時間、介護終了時間、除外時間、介護区分、ヘルパー区分、予算区分、単価、世帯区分、使用区分

㉗ 介護保険に関するもの

被保険者証番号、資格、取得事由、取得年月日、喪失事由、喪失年月日、生活保護開始年月日、生活保護廃止年月日、老齢福祉年金開始年月日、老齢福祉年金終了年月日、証交付申請理由、証交付申請年月日、証交付決定年月日、年金受給者番号、得喪異動事由、得喪異動理由、得喪異動年月日、得喪届出年月日、保険証発行日、保険証回収年月日、認定申請年月日、申請区分、認定申請者続柄、認定調査同意日、調査委託事業者、一・二次審査年月日、一・二次審査介護状態、かかりつけ医者、認定理由、認定年月日、廃止区分、廃止理由、廃止年月日、認定・廃止通知年月日、不服申立申請区分、不服申立申請年月日、不服申立申請内容コード、結果区分、結果理由、結果年月日、給付制限事由、給付制限理由、給付制限率、給付制限開始日、給付制限終了日、減額・減免申請区分、減額・減免申請理由、減額・減免申請年月日、減額・減免申請認定日、減額・減免申請開始日、減額・減免申請終了日、減免額、減免率、給付率、徴収区分、特徴開始月、特徴終了月、普徴開始月、普徴終了月、年税額、該当区分、所得段階、特徴期割額、普徴期割額、収納調定区分、収納調定額、収納調定加算金、収納調定督促、収納調定延滞金、収入額、収入加算金、収入督促、収入延滞金、最新中断事由、最新中断日、前回中断事由、前回中断日、欠損事由、欠損日、欠損調定額、欠損加算金、欠損督促、欠損延滞金、完納フラグ、消し込みキー、調定・賦課年、科目コード、期別、納付区分、収入金額、金融機関コード、収納年月日、会計年月日、課税結果、サービス提供年月、事業者コード、開始年月日、中止年月日、中止理由コード、入所（院）年月日、退所（院）年月日、外泊日数、退所（院）後の状態コード、保険給付率、公費給付率、サービス種類コード、サービス項目コード、点数、公費対象日数・回数、公費対象サービス点数、再審査回数、過誤日数、審査年月、緊急時傷病名、緊急時治療開始年月日、往診日数、往診医療機関名、通院日数、通院医療機関名、緊急時治療管理点数、リハビリテーション点数、処置点数、手術点数、麻酔点数、放射線治療点数、審査年月、傷病名、保険・公費請求分、基本食・特別食提供費用、公費対象食事提供延日数、標準負担額（月額）、食事提供費請求額、福祉用具購入年月日、福祉用具商品名、福祉用具種目コード、福祉用具製造事業者名、福祉用具販売事業者名、購入金額、審査年月、住宅改修着工年月日、住宅改修事業者名、改修住宅の住所

㉘ 財務会計に関するもの

予算管理

会計区分、款・項・目・節・細節、事業コード、執行主管課コード、予算額、調定額、調定番号、調定内容、負担行為額、補助金、歳出充当先コード・金額、歳出流用コード・金額

歳出管理

支出予定日、支払月、目的別コード、性質別コード、統計コード、会計年度、帳票区分、予算番号、負担番号、命令番号、起票日、決済日、受付日、確定日、支出額、負担累計額、消費税率、消費税額、摘要、債権者番号、前金有無、一括分割、契約方法、契約方根拠、契約金有無、契約金根拠、単価契約、納期、教育統計、支出区分、支払区分、支払額調書、前渡金払日、正当額、支払済額、振替区分、振替番号、振替通知、支給通知番号、修正回数、支出命令額、配当額

計画管理

実施計画番号、作業区分、計画名、分類（大・中・小・細）、計画事業、担当者、会計、款・項・目、事業、対象事業、拠点事業、地区、土地区分、土地面積、継続区分、単独区分、経費区分、補助率（国・県）、起債充当率、財源区分、進行管理、事業概要、事業内容、開始年度、終了年度、査定結果債権者管理債権者番号、氏名、フリガナ、代表者名、TEL・FAX、郵便番号、住所・方書、登録区分、承認日、旧債権者番号

インフォメーション information 情報

お知らせ　募集　イベント　講座

国民年金保険料の支払い証明書は社会保険事務所で発行

11月、12月は年末調整の準備でいろいろな証明書を取り揃える時期になります。

例年、役場で発行していました国民年金保険料の支払い証明書は今年から社会保険事務所で発行します。同事務所では、住所、氏名、基礎年金番号をお聞きし、支払い証明書を発行します。また、同事務所へ電話しますと発行申請書を送付します。詳細については社会保険事務所国民年金業務課にお問い合わせください。

電話62―3615

＊郵便で請求される方は、返信用切手を同封してください。

＊証明手数料は無料です。

11月は軽油引取税の調査強調月間です

軽油引取税は、ディーゼル自動車などの燃料である軽油を購入したときの代金に含まれている税金で、その収入は道路目的税として道路の新設や整備などの費用にあてられています。

県では、承認されていない混和軽油の製造や販売、消費を防止するため、事業所の実態調査や路上での自動車燃料の抜取調査などを行っています。調査の際は、ご理解とご協力をお願いします。

▽問い合わせ先
加治木総務事務所
TEL63―3111

錦江湾帆船フェスタ・体験クルーズ

優れた自然景観に恵まれている錦江湾を舞台に、「日本丸」と「あこがれ」の二隻の帆船を招待して、歓迎セレモニーや船内が見学できる一般公開、接岸したまま帆を張るセイルドリル、一日乗組員として体験訓練を行うセイルトレーニング、クルーザーヨットによる体験セーリングなどを行います。

あなたも桜島をバックに白い帆船に会いに来ませんか。

○開催日　11月23日～24日
○開催場所　鹿児島港本港区北ふ頭および錦江湾上
▽問い合わせ先
錦江湾みらい総合戦略推進協議会（県庁地域政策課内）
TEL099―286―2424
メールアドレス　miraihan@po.pref.kagoshima.jp

国際航空路線利用促進キャンペーン

鹿児島空港国際定期路線利用促進連絡会では、国際航空路線利用促進キャンペーンを実施します。期間中に鹿児島空港発着の国際定期路線（ソウル線・上海線）をご利用の方で、国際航空路線利用促進モニターになっていただいた方に抽選で一人一万円を助成します。渡航の一か月前までにFAXまたは郵送でお申し込みください。

○キャンペーン期間
11月1日～平成15年2月28日
▽問い合わせ先
鹿児島空港国際定期路線利用促進連絡会
TEL099―286―2453

工業統計調査を実施

製造業を営むすべての事業所を対象に、その実態および活動状況を明らかにするため、平成14年12月31日現在で、工業統計調査を実施します。

知事が任命した統計調査員が訪問しますので、調査票にご記入の上、指定された期日までに調査員に提出してください。

▽問い合わせ先
県庁統計課
TEL099―286―2479

赤い羽根共同募金運動

「あなたのまちの幸せのために」をスローガンに、赤い羽根共同募金運動が全国一斉に展開されています。

少子・高齢化が進む中、皆さまから寄せられた共同募金は、皆さまの住む地域の在宅福祉など、それぞれの地域の幸せづくりのために使われます。

皆さまの温かい善意をお願いします。

○開催期間10月1日～12月31日
▽問い合わせ先　県共同募金会
TEL099―257―3750

骨髄バンク推進月間

白血病や再生不良性貧血などの難治性血液疾患は、以前は有効な治療法がなく、治りにくい病気でしたが、骨髄移植により健康を取り戻せるようになりました。

しかし、骨髄移植を成功させるためには、患者さんと骨髄を提供してくださる方の白血球の型が一致する必要があります。白血球の型が一致する確率は非常にまれなため、骨髄移植を受けられない患者さんが少なくありません。

そこで、12月には県下各地域で街頭キャンペーンを実施します。

広く県民に骨髄移植に関する正しい知識を普及するとともに、一人でも多くの方が骨髄提供者として登録されますよう、皆さまのご協力をお願いします。

▽問い合わせ先　県庁薬務課
℡099―286―2806

週の法定労働時間について

週の法定労働時間は、40時間となっています。

ただし、常時10人未満の労働者を使用する商店、飲食店、病院など特例措置対象事業場の法定労働時間は44時間となっています。再度、労働時間を見直し、法定労働時間を遵守するように努めましょう。

▽問い合わせ先　県庁労働政策課℡099―286―3017

鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

○応募資格　身体障害者または知的障害者
○対象科　製版印刷科、義肢装具科、経理事務科、情報ビジネス科、電子制御システム科、総合実務科、洋裁科、園芸科
○募集期間　11月1日（金）～12月13日（金）
○選考日　平成15年1月23日
▽問い合わせ先　鹿児島障害者職業能力開発校
℡099―44―2206

サラ金問題の相談窓口

県では、貸金業者に対する苦情相談窓口を設置しています。

多重債務で返済が困難、高利で返済が困難、悪質な取り立てにあっている、領収書を発行しない、などで困っている方は、ご相談ください。

○相談日
土曜日、日曜日、祝日および年末年始の休日を除く毎日
○相談時間
午前9時～午後5時
▽相談窓口・問い合わせ先
サラリーマン金融苦情相談所（県地域振興公社ビル2階）
℡099―223―6832

Drink'02～かごしまマルチメディアフォーラム～

マルチメディアの理解と関心を深めるとともに、優れたコンテンツクリエーター及び将来の情報化時代を担う子どもたちの育成を図るため、マルチメディアフォーラムを開催します。

○日　時　12月7日（土）午後1時～午後4時30分
○場　所　みなみホール（南日本新聞社4F）
○内　容　河口洋一郎CGショー。鹿児島CGコンテスト授賞式。作品展示会　ほか
▽問い合わせ先　鹿児島CGコンテスト実行委員会
℡45―3511

女性に対する暴力対策の推進

ストーカー、配偶者からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）が、近年、深刻な社会問題となっています。

警察では、女性に対する暴力対策として、次の対応をしています。

○行為者への警告、検挙などの措置。
○防犯ブザーの貸し出しや、家族への安全指導など。
○DV事案は、配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所）などと連携しての一時避難、保護命令制度の教示。

多くの人が、警察に相談することで問題を解決しています。

一人で悩まず、最寄りの警察署、警察本部にご相談ください。

上野原縄文の森オープン

縄文の世界と向き合い、ふれあい・学び・親しむ場「県上野原縄文の森」が10月に国分市に開園しました。

○休園日
①毎週月曜日（休日に当たるときは翌日）
ただし、平成14年度は毎月第1・第3月曜日を休園。
○開園時間
①通常　午前9時～午後5時
②7月1日～8月31日　午前9時～午後7時
○観覧料（展示館）
・小・中学生　150円
・高・大学生　210円
・大　　人　300円
▽問い合わせ先　県上野原縄文の森　℡48―5701

行旅死亡人・身元不明者

①9月8日、米原駅で保護。40歳から50歳の女性。身長155㎝、中肉面長、左目失明。
②9月11日、群馬県渋川市坂下で保護。氏名・滝沢武し、自称中学三年と名のる男性。
③9月ごろ、大阪府河内長野市で保護、石崎晃（自称）と名乗り、身長170㎝、体重65kgの男性。

平成15年
4月から

支援費制度がはじまります

障害のある人が利用できる福祉サービスは、いままでは市町村が決めていた「措置制度」でしたが、平成15年4月からは利用者が自分でサービスを選ぶことができる「支援費制度」に変わります。施設や事業者は、利用者に選んでもらえるように、サービスを良くするために努力します。

支援費制度はこのようにして、利用者の考えを大切にして、サービスをより良いものにするための制度です。

支援費制度の仕組み

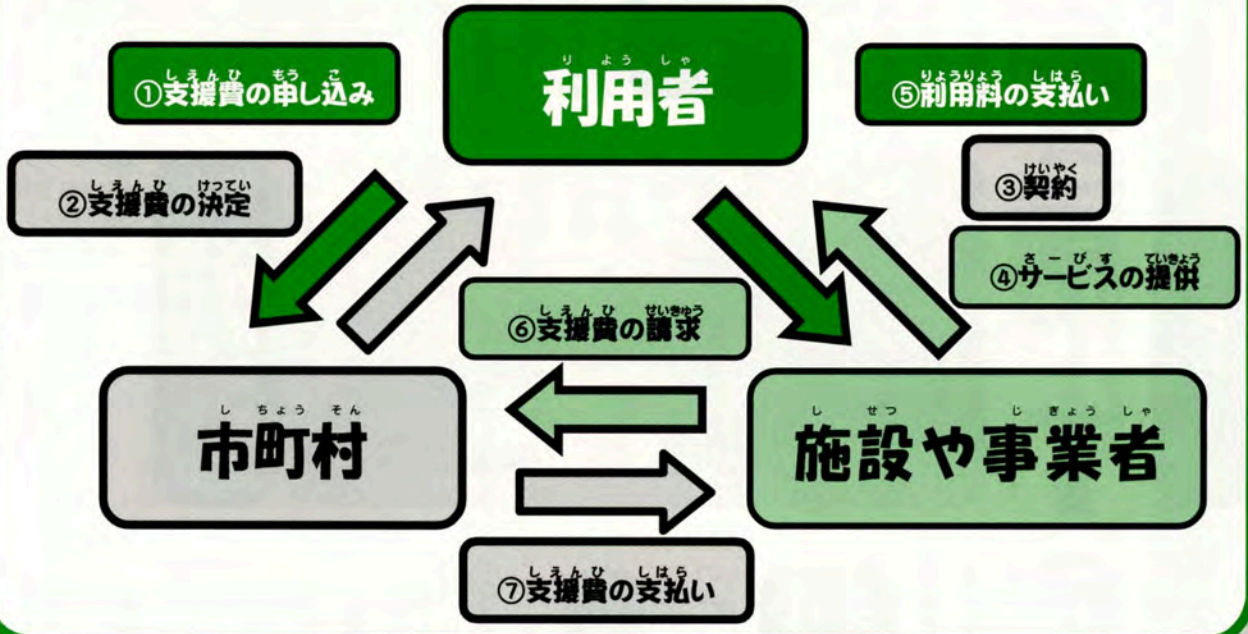

利用者が自分でサービスを選んで、施設や事業者と契約を結んでサービスを受けます。

このときの費用の一部を利用者が支払い、残りを「支援費」として市町村が支払います。

支援費制度の流れ

緑色のところが利用者のすることです。

①相談

どんなサービスを使ったら良いか迷ったときは市町村の窓口でご相談ください。

②支給申請

使いたいサービスが決まったら、市町村の窓口で支給の手続きをします。

③支給決定

市町村は利用者の状態を調べて、支給が必要と認めたとき「受給者証」を交付します。

④契約

支給が決定したら、利用者は施設や事業者とサービスについての契約を結びます。

⑤サービスの利用

利用者は「受給者証」を契約を結んだ施設や事業者へ提示してサービスを利用します。

⑥利用料の支払い

利用者は負担能力の応じて、サービス利用料の一部を施設や事業者へ支払います。

⑦支援費の請求

施設や事業者は残りのサービス利用料を支援費として市町村に請求します。

⑧支援費の支払い

市町村は、審査で支援費を決め、施設や事業者に支払います。

支援費制度の対象となるサービス

支援費制度では施設に入ったり、通ったりする「施設サービス」と、家で生活の手伝いをしてもらったり、デイサービスに通う「居宅サービス」を受けることができます。

施設サービス

障害者更生施設　**身体障害者**　**知的障害者**

●地域で生活するために必要な訓練や作業をするところです。

身体障害者療護施設　**身体障害者**

●常に介護が必要で家で介護を受けることが難しい人が、リハビリを受けながら生活をするところです。

障害者授産施設　**身体障害者**

●仕事ができるようになるための訓練を受けるところです。

知的障害者通勤寮　**知的障害者**

●仕事をしている知的障害のある人が、自立した生活ができるように職員に手伝ってもらいながら生活するところです

国立コロニー　**知的障害者**

●重い知的障害のある人が訓練や作業をするところです。

居宅サービス

ホームヘルプサービス 身体障害者 知的障害者 障害児

●重い障害のある人の家へホームヘルパーが訪問して、入浴や排泄等の介護や、掃除や洗濯、食事の用意などのお手伝いをします。

デイサービス 身体障害者 知的障害者 障害児

●デイサービスセンターに通って、作業や訓練をしたり、入浴したりできます。

ショートステイ 身体障害者 知的障害者 障害児

●家族の人が病気になるなどして介護できないときに、施設に入って介護を受けることができます。

グループホーム 知的障害者

●知的障害のある人が、世話人に手伝ってもらいながら、共同で生活するところです。

支援費制度の相談窓口

役場健康福祉課福祉サービス係　電話62－2111(内線505)

姶良福祉事務所　電話　63－3111
鹿児島県身体障害者更生相談所　電話099－229－2324
鹿児島県知的障害者更生相談所　電話099－264－3003

平成15年4月から介護保険料が変わります

～皆様のご理解とご協力をお願いいたします。～

介護保険は，４０歳以上の全ての人が保険料を納め，介護が必要になったとき必要なサービスを受けられるしくみです。介護保険では，介護サービスや保険料が適当かどうかを３年ごとに見直すことが決められており，今年がその３年目になります。平成１５年度からの保険料は，今後の介護サービス量の見込みに応じて決まります。**加治木町の場合は保険料の引き上げは避けられない状況です。**

具体的には，今後，介護保険事業計画推進委員会で協議を進め，来年３月までには次期保険料を設定することになります。

６５歳以上の場合の介護保険料がどのように決められるのかを見ていきましょう。

①１５～１７年度の要介護認定者数がどうなるか予測します。

介護保険サービスの対象となる要介護者がどのくらい見込まれるのか，そのための基盤づくりがどのくらい進んでいくのかによってサービスの水準が上下し，それが保険料の設定にも直接的に影響してきます。

↓

②１５～１７年度の施設サービス利用者数がどうなるか見込ます。

施設サービス利用者の要介護度別人数を予測します。３年間分の利用者が多ければ多いほど保険料は高くなります。在宅サービスに比べ，要介護者１人当たりのコストが施設サービスの方が大きいためです。

↓

③１５～１７年度の在宅サービス量がどうなるか予測します。

在宅サービス利用者の要介護度別人数を予測し，３年間分の在宅サービスの供給量を今までの給付実績や利用意向で得た数値をもとに予測します。

↓

④１５～１７年度の各年度毎の費用見込額を計算し，合計します。

在宅・施設それぞれのサービス量の見通しに基づいて３年間でどれくらいの費用がかかるか予測します。

↓

⑤介護サービスに必要な費用に基づき１５～１７年度の保険料の基準額（月額）が決まります。

予測した全部のサービスのうちの１８％にあたる金額を第１号被保険者の人数や所得状況で按分し，保険料が決められていきます。

問い合わせ先　健康福祉課介護保険係　☎62－2111　内線506

師走市
しわす いち

12月14日(土)・15日(日)
かもだ通り 午前9時～午後5時まで

①ふれあい動物ランド
（物産館前芝生広場）
午前10時～午後4時まで　入場料100円
＊加盟店で入場券プレゼント

②フリーマーケット
（エビスヤ前から10号線まで）
18店舗が出店予定

③特設会場（かもだんばんこ）でのイベント
◎お茶のサービス　◎村橋久成パネル展・サッポロワイン試飲即売会
◎地元陶芸作家作品展示販売会

蒲生田通りを賑わす多くの露店

問い合わせ先
蒲生田通り商店街　☎63－4311

龍門司焼陶器まつり
12月13日～15日の3日間

イベント内容
◎２割引で展示販売
◎ロクロ体験（湯呑1000円、飯碗1500円）
◎花瓶の重さ当てクイズ
◎特産品の販売
◎裏千家による呈茶（15日）
◎姶良一奏ばやしの太鼓演奏（15日）
◎竜門小学校児童の陶芸体験発表

今年もすばらしい陶器が展示販売される

問い合わせ先
龍門司窯元　☎62－2549

無料シャトルバスを運行 14日と15日のみ

師走市会場 → 役　場 → 師走市会場 → 龍門司焼窯元 → 加治木駅 → 師走市会場

始発は役場を９時出発　最終便は龍門司焼を16時30分出発　**30分おきに巡回**

がんばっています！

子どもたちのやる気は上昇中！

於里子ども会育成会　古江典子

於里子ども会（小・中合同、三十五名）では、今年の夏、子どもたちの念願のお化け屋敷を中心にヨーヨー釣り、輪投げ、ソーメン流し等の夏祭りを実施しました。

初めての経験でしたが、よく話し合ったので計画も準備もとても楽しそうでした。会館に幕を張り、脚立にシートをかけ、人が通るたびいろいろなお化けが突如出現。素足に感じる糸こんにゃくが気持ち悪いと思った瞬間、目の前にへびやくもが・・・「キャー!!」。ヨーヨーをつったり、輪投げをしたり、ソーメン流しが始まると祭りは最高潮。子どもたちは、計画、準備、実行した満足感でいっぱいでした。このプロセスを踏んで、敬老会も大成功。子どもたちのやる気は地域の励ましを受けて上昇中です。

ソーメン流しを楽しむ子どもたち

今月の新刊情報

本を読もう　図書館だより　たくさん読もう

『黒龍の柩』（上）（下）

北方謙三著
毎日新聞社

親友・山南敬助が託した新撰組のもうひとつの道、坂本龍馬が死の寸前に語った新しい国のかたちに、土方は新撰組の未来と己の夢を賭ける。新たな土方歳三像を生み出した、幕末歴史小説。

『ぼくのお姉さん』

丘修三著
かみやしん絵
偕成社

障害を持つ姉の初めての給料が家族にもたらす小さな奇跡を描いた表題作他、障害を持つ子どもと、その周囲の人々の様々なぶつかりあいを描いた物語。数々の賞を受賞した感動の連作短集。

『つんつくせんせいとふしぎなりんご』

たかどのほうこ作・絵
フレーベル館

つんつくせんせいがどんぐりをひとりじめ。しかし、それはリスの夫婦が大事にためておいたもの。リスの夫婦はハリネズミおばさんに相談してどんぐりを取り返そうとしますが…毎回大騒ぎ、でもほのぼのするお話。

その他の新刊書

鉄道記　真島満秀
すぐわかる染め・織りの見分け方　丸山伸彦
娘に伝えたいこと　町田貞子
滅びのモノクローム　三浦明博
召喚状（上）（下）　ジョン・グリシャム
ダレン・シャンVI　バンパイアの運命　ダレン・シャン
びりっけつのビッケ　山口理
風切る翼　木村裕一

おはなし会のご案内

（毎月第２土曜日）

日　時：12月14日（土）10時～
場　所：町立図書館学習室
内　容：絵本の読み聞かせ・紙芝居など
※どなたでも参加できます。お気軽にお越しください。

12月の休館日　2日(月)9日(月)16日(月)23日(月)年末年始12月29日～1月3日　☎62-2605

カトちゃんねる

No.3

加治木町
国際交流員
カトリーナ・
ベノース

Greetings Kajiki!! 皆さん，今日は！

私は加治木町に来て，もう三ヶ月半がたちました。今までいろいろな人に会ったり，イベントに参加させてもらたり，楽しいことがたくさんありました。日本で時間を過ごせば過ごすほど，日本語，日本史，日本の文化のことだけではなく，自分のこと，人生のこと，さまざまなことについて勉強になります。今回の広報には「勉強」というテーマでプライベートな話を書きたいと思います。

二ヶ月前オーストラリアから遊びに来た友達と二人で東京，宇都宮と京都へ旅行をしました。京都に行くのは４回目だったのに，新しい友達が出来て，違う場所に行って，新しい発見がいっぱいありました。「龍安寺」は何回行っても感動させられるお寺でした。右の絵は龍安寺でもらった英語の説明のコピーです。

庭にある銭形の「つくばい」の漢字が気に入りました。インターネットで調べてみると次の説明が出ました：「一見「五、隹、止（注：正確には「足」の下部分）、矢」と見えるけれど、中央の「□」を共用して「吾唯足知（ワレタダタルヲシル）」と読み、禅の格言だそうです。」

意味は「勉強ということは自己満足のためだ」ということです。私も同感です。人間は「一生」いろいろな意味で「学び」続けることだと思います。生徒から「カトリーナ先生」と呼ばれても，私は一生「学生」でいたいです。

加治木町の皆さんにもいろいろなことを教えてもらいたいと思っています。これからもどうぞよろしくお願いします。

Aussie Corner（オージーコーナー）

先月問題の正解：

1）オーストラリア中部にある有名な岩は「Ayers Rock（エアーズロック）」と言います。しかし，最近は大きいな石を意味する「Uluru （ウルル）」とよばれています。オーストラリアのアボリジニーという原住民によって名付けられたのです。

2）「Heaps （ヒープス）」という言葉はだいたい日本語の「チョー」と同じ意味でいろいろな使い方があります。例えば，Heaps of people 「たくさんの人がいる」とかHe's heaps cute/hot!!「彼はチョーかっこいい！」とか，Heaps of fun「大変楽しかった」などの場合にも使えるので“Heaps”便利な言葉だと思います。皆さん，練習してみて下さい。

Challenge:

1）オーストラリアの「Pavlova パブロバ」と「Lamington ラミングトン」はどんな物でしょう？

2）オーストラリアではよく聞く「Arvo（アーボー）とReckon（レッコン）」という言葉はどういう意味ですか？

イベントのお知らせ

SUMMER CHRISTMAS
:サマー・クリスマス

今年のメイン国際交流イベントとして「サマー・クリスマス」という劇を開催します。鹿児島出身の二人の日本人が主役です。オーストラリアのシドニーに旅行して，いろいろな外国人の友達と遊んだり，国際交流をしたり，オーストラリアのクリスマスを体験するお話しです。年齢を問わず，楽しめる面白い劇です。オーストラリアの文化や習慣などが詳しくわかるのでぜひ見に来てください。（劇は日本語で行います）。

日　時：１２月１３日（金）
　　午後７時から
場　所：福祉センター大ホール
参加費：無料
申し込み先：１２月４日まで
　　役場企画課６２－２１１１
　　（内線）３６１

続 椋鳩十物語（その四十四）

＝義兄さんは名誉館員＝

椋鳩十の義兄さんの学習の場の中心は、県立図書館でした。大正の末から、毎日、図書館へ皆勤で通い続けましたので、椋鳩十が図書館長になって間もなく、図書館の〝特別名誉館員〟に推薦されたほどでした。

推薦人の方は、館長と個人的に、縁故関係にあることは全然知らなかったそうです。義兄さんも世俗を超越していましたので、そのような事はおくびにもだしませんでした。特別会員になって、書庫内への出入りの自由が認められました。書庫へゆうゆうとはいる姿が、毎日見られるようになりました。

義兄さんは、あらゆる物への知識欲が、旺盛でしたので、次第に専門以外の事まで勉強するようになりました。人が質問すると、専門は勿論、六法全書第何条何項にこんな文書で示されているなど、法律のことでも解説、特許申請の方法まで指導していたそうです。

終戦直後の混乱時期には、誰にでも出来る〝石けんをつくる方法〟〝香水や化粧品の製造方法〟など指導、物資のない時代それらの物を製造販売される方々の手助けまでしたそうです。ただし石けんはイワシの油を利用するので、魚臭く、一週間もすれば、からからに変形するようなインチキめいた物ばかりでした。それでもつくるそばからとぶように売れ、何十人も社員のいる会社組織までなった人もでたほどでした。

椋鳩十は後になって、「世俗とあまりにもかけはなれて、仙人のような人。それに学習意欲は世界一だったが、活字の上の知識だけ。あれをもっと活用できれば、相当の人になっていたのに惜しかった」と言ったほどでたが、中学生で、鹿児島で会った時は、ただ一途に、専門の植物を実地に調査し、勉強している時でしたので、尊敬の念が深まり、特に屋久島へ、植物採集に案内された時は、感激のあまり、言葉がでないほどでした。

椋鳩十文学記念館館長　久保田　喬彦

人生には躓きもあり青蜜柑　古江　重美
国交の無き地の人や星月夜　熊元　一栄
子らを待つ厨に匂ふ新小豆　竹山　洋子
今生の今が幸せ菊手入れ　川畑　克己
ヘヤピースつけて案山子は口の紅　郡山　マサ子
ピョンヤンへの想いの激つ望の月　稲恒　寧夫
思ひ出は共にはじけて鳳仙花　岩田　美知江
晩学や息継ぎて鳴くちちろ虫　酒匂　君江
逆縁の老母の肩よ長き夜　田代　俊泉
片虹や人の世にある崖いくつ　脇本　星浪
天高し一筆書きの飛行機雲　中村　勉
熟れし柿トタン屋根打つ夜のしじま　宮脇　弘
釣舟草色なき風の遊びをり　藤原　壽子
廃校跡袖に跳びつくゐのこずち　藤崎　文子
高千穂を真横に離陸秋高し　白尾　澄子
唐黍に昔を煮込みかみしめる　新納　純雄
白萩は咲きましたかと妻の友　犬童　利春
板壁にさしたるままや赤い羽根　高木　正男
花茗荷忘れゐし句に秀句あり　恒吉　斗南
異人妻鶴来る村に馴染みそめ　川崎　黒兎

うぶ声

出生児	保護者	自治会
上村 南々海	孝文	蔵王団地
新原 侑真	修	今町
森園 菜月	博昭	蔵王団地
坂元 鈴蘭	克幸	原ノ門
弟子丸高吉	善次	赤坂
薄口 佳樹	誠	加治木龍門
中村 未優	健	赤坂
税所 美羽	一幸	中福良後
本吉 泰晟	宏記	蔵王団地
松田 咲羽	陽二朗	内原田
藤田 凜	卓哉	西塩入団地
津曲 未羽	武志	西塩入団地
中間いつか	祐二	西江口団地

▼10月15日までに住民台帳に記載された方を掲載いたしました。

御寄付

香典返しの代わりにご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げますとともに故人の御めい福をお祈りいたします。（　）は故人

＝社会福祉協議会へ＝

東諏訪 白尾 妙子（子 重剛69）
小陣 松元 照千代（母 田之上ハル84）
市来原 内村 スミヱ（夫 重行84）
反土黒川 中村 利喜一（父 利雄84）
吉原 西 フミ子（夫 虎二81）
札立 北原 勲（妻 ツヤ子71）
須崎 武井 惠子（母 郡山スガ93）
中浜 栄 素娥（夫 義雄85）
川原 仮屋薗 正明（母 ハルエ75）
中福良東 石井 カズ子（叔父 山森喬87）
迫上 吉村 ミチ（夫 藤夫88）
岩原西1区 福留 きみ子（夫 秋夫75）
岩原西3区 堀田 哲（妻 妙子71）
内原田 福元 フサ子（叔母 平地セイ99）
萩原 坂元 淑子（夫 健志69）
東吉原 梅木 ノブ子（夫 隼男87）

＝町育英奨学資金へ＝

岩原西3区 堀田 哲（妻 妙子71）

▼10月15日までのご寄付を掲載いたしました。

任期満了に伴う加治木町町長選挙

投票日14年12月1日(日)

町内15投票所で
午前7時から午後8時まで実施

人口・世帯の動き

H14.10.1 現在

総人口	23,391人(−13)
男	10,772人(− 1)
女	12,619人(−12)
世帯数	9,117(−5)
出生	18人
死亡	20人
転入	74人
転出	85人

※(　)内は前月との比較

※集計の関係で、前月1日の人口を掲載しています。

12月在宅医表

1(日)	おばた泌尿器科・ひふ科	☎62-7100
8(日)	浜崎クリニック	☎62-8588
15(日)	川島クリニック	☎62-7200
22(日)	松本外科胃腸科	☎63-1911
23(祝)	壱岐医院	☎62-2222
29(日)	鬼丸小児科	☎62-0308

※診療時間は午前9時～午後5時です。（原則として）
※当日の往診ならびに緊急以外の受診はご遠慮ください。

日曜・祝日歯科救急診療(午前9時～午後3時)
郡歯科医師会館口腔保険センター 溝辺町（☎58-4388）

姶良郡眼科医12月在宅医表

1(日)	西眼科医院	加治木町本町 ☎62-2526
8(日)	椎原眼科医院	隼人町見次 ☎43-1050
15(日)	田中眼科医院	姶良町宮島 ☎65-3986
22(日)	渡辺眼科クリニック	国分市中央 ☎45-6888
23(祝)	いぢち眼科	国分市府中 ☎47-3618
29(年末)	神村眼科	姶良町脇元 ☎64-5556
30(年末)	隼人福島眼科	隼人町東郷 ☎64-2940
31(年末)	西眼科医院	加治木町本町 ☎62-2526

※ 在宅医は往診はいたしません。
※ 診療時間は午前9時から午後5時までです。
※ 原則として緊急を要しない一般の患者さんはご遠慮ください。

加治木町広報紙 かじき 11月号
平成14年11月発行 加治木町役場総務課

〒899-5294
鹿児島県姶良郡加治木町本町253
TEL 0995-62-2113

カメラでパチリ

こんなもの あんなもの

第10回町美術協会展が福祉センターで開催され、水彩画や油絵などの力作が展示された

第16回九州地区グラウンドゴルフ交歓沖縄大会で上村冨男さん(菖蒲谷)がDブロックの部で銀メダルに輝いた

町サッカー協会の会員たちが9月15日、加中と柁城小にあるゴールポストのペンキ塗りに汗を流した

10月11日、須崎海岸の潮溜りで青さぎ(ツルに間違われる)四羽が確認された

町民体育祭で総合優勝し、喜ぶ永原地区の皆さん

町民体育祭・本部テント前でおいしそうに氷を食べていた女の子